

○宇治市個人情報保護条例施行規則

平成19年8月31日

規則第46号

平成11年3月19日規則第9号(制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市個人情報保護条例(平成19年宇治市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第13条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第1号による。

2 条例第13条第1項第7号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日、変更年月日及び廃止年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 条例第11条第1項の規定による個人情報の保護に関する措置が必要な委託の有無
- (4) 個人情報が記録されている主な公文書の名称
- (5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報取扱事務の登録に必要な事項

(個人情報開示請求書)

第4条 条例第17条第1項に規定する請求書は、個人情報開示請求書(別記様式第2号)とする。

2 条例第17条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 開示の方法
- (4) 法定代理人又は本人の委任による代理人(第21条第2項及び第3項を除き、以下「代理人」と総称する。)が条例第14条第2項に規定する請求をする場合にあつては、代理人の種類並びに当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所

(本人等であることの証明に必要な資料)

第5条 条例第17条第2項(条例第23条第3項、第27条第3項、第33条第2項及び第38条第2項において準用する場合を含む。)に規定する本人又はその代理人であることを証明するた

めに必要な資料で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資料とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カードその他これらに類するものとして実施機関が認める資料
 - (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める資料及び戸籍の抄本又は個人事項証明書その他資格を証明する資料として実施機関が認める資料
 - (3) 本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める資料、当該本人に係る同号に定める資料又はその写し及び委任状その他資格を証明する資料として実施機関が認める資料
- 2 条例第25条第2項に規定する本人であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものは、前項第1号に定める資料とする。
- 3 条例第14条第2項に規定する請求をした代理人は、開示の前又は開示をしない旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。

(個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(別記様式第3号)
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(別記様式第4号)
- 2 条例第19条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。
- (1) 個人情報の全部を開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書(別記様式第5号)
 - (2) 条例第18条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報不開示決定通知書(開示請求拒否)(別記様式第6号)
 - (3) 開示請求に係る個人情報を保有していないことによる開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書(不存在等)(別記様式第7号)
- 3 条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第8号)により行う。
- 4 条例第21条第1項の規定による通知は、個人情報開示決定等の期限の特例通知書(別記様式第9号)により行う。

(第三者の意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第22条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とす

る。

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容
- (2) 意見書の提出期限

2 条例第22条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容
- (2) 意見書の提出期限
- (3) 開示決定をしようとする旨及びその理由

3 条例第22条第1項又は第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書(別記様式第10号)により行う。

4 条例第22条第3項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書(別記様式第11号)により行う。

(開示の実施等)

第8条 条例第23条第1項の規定による個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 実施機関は、条例第23条第2項の規定により公文書の閲覧(次条に規定する聴取及び視聴を含む。以下同じ。)をする者が、当該公文書を損傷し、若しくは汚損したとき、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第9条 条例第23条第2項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 当該録音テープ及び録音ディスクを実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複製したものの交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 当該ビデオテープ及びビデオディスクを実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複製したものの交付
- (3) 前2号に定めるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のうち実施機関が適当であると認める方法
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

(公文書の写し等の交付部数)

第10条 条例第23条第2項第1号の規定により交付する公文書の写し又は前条各号の規定により交付するものの部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(公文書の写し等の交付に要する費用の負担等)

第11条 宇治市情報公開条例施行規則(平成17年宇治市規則第11号。以下「情報公開条例施行規則」という。)第10条第1項の規定は、条例第24条に規定する写しの作成に要する費用の額について準用する。

2 情報公開条例施行規則第10条第2項の規定は、条例第24条に規定する写しの送付に要する費用の額について準用する。

3 前2項に規定する費用は、前納しなければならない。

(口頭により開示請求ができる個人情報)

第12条 実施機関は、条例第25条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を公示するものとする。

(個人情報訂正請求書)

第13条 条例第27条第1項に規定する請求書は、個人情報訂正請求書(別記様式第12号)とする。

2 条例第27条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 請求年月日

(2) 連絡先

(3) 代理人が条例第26条第1項の規定による請求をする場合にあつては、代理人の種類並びに当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所

(個人情報訂正決定通知書等)

第14条 条例第29条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 個人情報の全部の訂正をする旨の決定 個人情報訂正決定通知書(別記様式第13号)

(2) 個人情報の一部の訂正をする旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書(別記様式第14号)

2 条例第29条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 個人情報の全部の訂正をしない旨の決定 個人情報訂正拒否決定通知書(別記様式第15号)

(2) 訂正請求に係る個人情報保有していないことによる訂正をしない旨の決定 個人情報訂正拒否決定通知書(不存在等)(別記様式第16号)

- 3 条例第30条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記様式第17号)により行う。
- 4 条例第31条の規定による通知は、個人情報提供先訂正通知書(別記様式第18号)により行う。

(個人情報利用停止請求書)

第15条 条例第33条第1項に規定する請求書は、個人情報利用停止請求書(別記様式第19号)とする。

- 2 第13条第2項の規定は、条例第33条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項について準用する。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第16条 条例第35条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(別記様式第20号)
 - (2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 個人情報部分利用停止決定通知書(別記様式第21号)
- 2 条例第35条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。
 - (1) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定 個人情報利用停止拒否決定通知書(別記様式第22号)
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報保有していないことによる利用停止をしない旨の決定 個人情報利用停止拒否決定通知書(不存在等)(別記様式第23号)
 - 3 条例第36条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(別記様式第24号)により行う。

(個人情報取扱是正申出書)

第17条 条例第38条第1項に規定する申出書は、個人情報取扱是正申出書(別記様式第25号)とする。

- 2 第13条第2項の規定は、条例第38条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項について準用する。

(個人情報取扱是正申出処理通知書)

第18条 条例第39条第1項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(別記様式第26号)により行う。

(個人情報保護審議会諮問通知書)

第19条 条例第41条第2項の規定による通知は、個人情報保護審議会諮問通知書(別記様式第27号)により行う。

(説明又は資料提出の要求及び勧告)

第20条 条例第58条の規定による説明又は資料の提出の要求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 説明又は資料の提出を求める事項及び理由
- (2) 正当な理由なく要求に応じないときはその旨を公表する場合があること。

2 条例第59条の規定による勧告は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 個人情報を著しく不適正に取り扱っている事実
- (2) 是正措置の内容
- (3) 勧告に従わないときはその旨を公表する場合があること。

(事業者に対する意見聴取)

第21条 条例第60条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 説明若しくは資料提出がなかつた旨又は勧告に従わなかつた旨
- (3) 公表しようとする事実の内容
- (4) 意見書の提出又は口頭による意見陳述をすることができる旨
- (5) 意見書の提出又は口頭による意見陳述の申出書の提出期限
- (6) 証拠書類又は証拠物を提出することができる旨
- (7) 口頭又は書面による意見陳述がない場合の措置

2 前項に規定する通知を受けた事業者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、当該期日の変更を申し出ることができる。

3 第1項に規定する通知を受けた事業者又はその代理人が、提出期限までに意見書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかつたときは、意見の聴取をしたものとみなす。

(出資法人)

第22条 条例第67条第1項に規定する本市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人で、実施機関が定めるものは、情報公開条例施行規則第12条各号に掲げる法人と

する。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関又は市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第5号）

この規則は、平成25年2月9日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中宇治市情報公開条例施行規則別記様式第1号の改正規定(「第9条第1項」を「第5条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

別記様式省略